

時間単位で取得が可能となる子の看護休暇と介護休暇

昨年 12 月に育児介護休業法の施行規則、指針が改正され、令和 3 (2021) 年 1 月 1 日から子の看護休暇と介護休暇が時間単位で取得できるようになります。厚生労働省による Q&A の内容とともにご紹介します。

1. 子の看護休暇・介護休暇の時間単位の取得

改正前は 1 日単位及び半日単位の取得が可能でしたが、施行規則で半日単位の定義が削除され、1 日単位及び時間単位の取得となりました。取得させるべき日数は変わらず、それを時間単位で分割して取得するイメージなので、企業ごとに 1 日単位と時間単位の連動を設計する必要があります。

注意が必要なのは、所定労働時間に 1 時間に満たない端数がある場合です。端数は年次有給休暇の時間単位と同様、端数を時間単位に切り上げるとあります。(Q&A 問 1-4 例：7 時間 30 分の場合、8 時間分の時間単位取得で 1 日)

1 日の所定労働時間分(例だと 7 時間 30 分)の取得をするのであれば 1 日単位の取扱いが可能ですが、例えば 7 時間 30 分に満たない取得を重ねた場合(6 時間、別の日に 2 時間)も 1 日の取扱いになります。時間単位の取得をするのか、1 日単位の取得をするのかは基本的に従業員の希望によるので、有給/無給の取扱いも含めて設計が必要となります。休暇が無給ということにより給与控除する場合には、実際に不在にした時間を上回る控除はしてはならないとされています。(Q&A 問 1-7)

2. 法を上回る単位の可否

Q&A 問 1-2 では、法を上回る制度として、分単位で取得できる制度も可能とされています。

また、法令上は時間単位で取得が可能な労働者について、半日単位を設定する必要はありませんが、これまでの半日単位の運用を残す場合もあると思われます(Q&A 問 1-10)。その場合には、従前と同様に労使協定において半日の切替え時間について取り決めて運用することは差支えないようです。ただし、1 日分すべてを時間単位で取得する場合と比べて労働者にとって不利益とならないようにと補足されています。(例：所定労働時間 8 時間のとき、午前休を 3 時間、午後休を 5 時間としており、午前休 2 回取得(計 6 時間)で 1 日単位とする取扱いは、時間単位の 8 時間分の取扱いと比べて 2 時間分不利になり適切ではない。)

3. 中抜け

時間単位の取得は「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するもの」とされており、所定労働時間中に取得させることが義務とはなっていません。ただ、勤務地と住居が近い場合など、実際には中抜けのニーズが多いとも聞きます。中抜けは Q&A 問 1-11 で法を上回る制度と評価されているので、割増残業との関係を整理したうえで、導入を検討されてもよいと考えます。

4. 対象の変更

これまで半日単位の申出の対象外とされていた 1 日の所定労働時間が 4 時間以下の短時間労働者について、子の看護休暇と介護休暇を取得できるよう施行規則が改められました。そのため、所定労働時間が何時間であっても時間単位の取得が可能となります。

5. 規程や労使協定の見直し

規程等に子の看護休暇及び介護休暇の時間単位での取得を記載することになります。労使協定については以下の点で再確認が必要となります。なお、この労使協定は届出義務はありません。

- 所定労働時間が 4 時間以下の労働者に、半日単位の取得を認めない記載の削除
- 所定労働時間の半分の時間以外での半日単位の規定の削除(不必要な場合)
- 半日単位の取得について「業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして困難と認められる業務に従事する労働者」を定めている場合には、時間単位でも取得が困難なのかどうかの検討

ホームページ「関東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止
しています。

社会保険労務士法人 関東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX が迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711